件　　名	8陳情第9号 包括的性教育の推進を求める意見書提出に関する陳情書

【要　旨】

子どもたちが自分の身体について正確な知識を身につけ、自分と他者の人権を尊重し、性被害や性加害、望まない妊娠、性感染症などから自らを守る力を育むためには、発達段階に応じた性教育が必要です。

2024年10月、国連女子差別撤廃委員会は日本政府に対し、「早期妊娠や性感染症を予防するための責任ある性行動を含む、年齢に応じた包括的な性に関する指導が、定期的な授業の提供を通じて、また、その内容と使用される用語に関して政治家や公務員が干渉することなく、学校の教育課程に適切に組み込まれることを確保する。」ことを勧告しています。

一方、現行の学習指導要領には「受精に至る過程は取り扱わない」「妊娠の経過は取り扱わない」など、いわゆる「歯止め規定」があります。文部科学省は、これらは性に関する事項を教えてはならない趣旨ではないとしていますが、学校現場において教員が必要な指導をためらう要因になっているとの指摘もあります。性に関する必要な指導が学校現場で適切に行われるよう、その趣旨や運用を明確にし、必要に応じて規程を見直すことが求められます。

子どもたちがＳＮＳ等を通じて様々な性情報に接する現在、学校で、科学的に正確な知識と、同意、自他の尊重、妊娠・避妊、性感染症、性暴力の防止等を体系的に学ぶことが重要です。文部科学省が進める「生命（いのち）の安全教育」や、こども家庭庁などが進める性や健康に関する正しい知識の普及・相談支援など、子どもの安全と健康を守る取組を一層充実させる必要があります。科学的かつ人権教育としての学びである包括的性教育を学校の教育課程に位置付けることが必要です。

次期学習指導要領の改訂にあたり、下記について関係省庁に意見書を提出してください。

【陳情の事項】

1　学習指導要領におけるいわゆる「歯止め規定」について、必要な性に関する指導が学校現場で適切に行われるよう、その趣旨や運用を明確にし、必要に応じて規程の見直しを検討すること。

2　「国際セクシュアリティガイダンス」の知見も参考にしながら、子どもの発達段階に応じた包括的性教育を、学校の教育課程に位置付けること。

※原文のまま掲載しています。